

社会福祉法人みらい 役員等報酬並びに費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みらい（以下、「当法人」という）定款第8条、及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下、「役員等」とする）の報酬等、並びに費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が理事長の依頼又は理事会の委任を受け、下記の法人業務を行う場合、費用を弁償する。

- (1) 役員等が理事会及び評議員会に出席した場合は、5,000円を実費相当額として支払う。
- (2) 監事が監査を実施した場合は、5,000円を実費相当額として支払う。
- (3) その他、理事が法人業務に必要な外部の会議、説明会等に出席した場合、概ね半日以内の場合は5,000円を、一日の場合は10,000円を、実費相当額として支払う。

(改 廃)

第4条 本規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は、令和5年6月10日より施行し、令和5年4月1日から適用する。